四　道路交通法関係法令の規定

道路交通法	第百八条の十三第一項、第百八条の十七第一項及び第百八条の三十二第一項
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	第八条第二項及び第三十九条の五第一項第三号
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則	第十条

五　自動車安全運転センター法関係法令の規定

自動車安全運転センター法	第十五条第二項、第二十条、第二十二条、第二十五条第三項、第二十九条第二項、第三十条第一項前段及び後段、第三十三条前段及び後段並びに第三十五条
自動車安全運転センターの財務及び会計に関する内閣府令	第七条、第八条第二項、第九条第一項並びに第十八条第二項前段及び後段

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（品触れ） **第三十六条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十九条第一項又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十条第一項に規定する品触れ（以下「品触れ」という。）は、これを次の三種に区分するものとする。 ［一～三　略］ ［2～4　略］	（品触れ） **第三十六条**　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十九条第一項若しくは第三項又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十条第一項に規定する品触れ（以下「品触れ」という。）は、これを次の三種に区分するものとする。 ［一～三　同上］ ［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等） **第二条**　［1・2　略］ 3　前条第三項及び第四項の規定並びに国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第四条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第五条第二項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第三項の規定は第一項の規定に	（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等） **第二条**　［1・2　同上］ 3　前条第三項及び第四項の規定並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号。以下この項及び第五条第二項において「規則」という。）第三条第三項及び第四項の規定は第一項の申請について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。第五条第二項において「情報通